

令和3年3月11日
区民部課税課

特別区民税・都民税の申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特別区民税・都民税の申告期限を前年同様に延長する。

1 延長後の申告期限

4月15日（木） ※ 1か月延長

2 延長後の申告受付場所

庁舎5階 5-3番 課税課窓口

3 告示日

2月9日（火）

4 周知

区ホームページ、ツイッター、Facebook、区報3月1日号及び課税課窓口等へのポスター掲示により周知する。

5 前年の実施状況

令和2年3月16日（月）から4月16日（木）に申告期限を1か月延長